(目 的)

第1条 この規程は、公立大学法人滋賀県立大学(以下「法人」という。)の理事長、副理事長、 理事および監事(以下「役員」という。)の責務、勤務条件その他役員に関し必要な事項を定 めるものとする。

(責 務)

- 第2条 役員は、法人の使命とその業務の公共性を自覚し、法人の発展のために職務に専念しなければならない。
- 2 役員は、法人の利益と相反する行為を行ってはならない。

(役員の服務)

- 第3条 役員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 2 役員は、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
 - (1) 在任中、政党その他の政治団体の役員となり、または積極的に政治活動を行うこと。
 - (2) 在任中、理事長にあっては設立団体の長、理事長以外の役員にあっては理事長の承認を得ることなく、営利を目的とする団体の役員となり、または自ら営利事業に従事してはならない。
- 3 非常勤の役員には、前項第2号の規定は適用しない。
- 4 第2項第2号の規定による承認の手続き等公立大学法人滋賀県立大学職員兼業規程に規定する兼業を役員が行う場合には、同規程に準じて取り扱うものとする。

(役員証)

- 第4条 役員は、常に役員証を携帯しなければならない。
- 2 新たに役員となった者は、役員証の交付を受け、退職その他不要となったときは、すみやかに返納しなければならない。
- 3 前2項に規定する役員証は、公立大学法人滋賀県立大学職員服務規程第3条の規定に準ずる ものとする。

(教育研究への従事)

第5条 理事は、職務に支障のない場合に限り、理事長の承認を得て大学の教育研究に従事する ことができる。ただし、これに伴う給与は支給しない。

第6条 (削除)

(副理事長または理事の解任)

第7条 理事長は、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第17条第2項または 第3項の規定により副理事長または理事を解任するときは、当該副理事長または理事の弁明の 機会を与えるものとする。

(出張および旅費)

- 第8条 理事長は、職務上必要がある場合は、役員に出張を命ずることができる。
- 2 役員が出張を命ぜられた場合の旅費については、公立大学法人滋賀県立大学旅費規程に基づき支給する。

(宿 舎)

- 第9条 常勤の役員のうち、理事長が特に必要と認める者については、宿舎を利用することができる。
- 2 前項に規定する宿舎の利用については、公立大学法人滋賀県立大学宿舎規程の定めるところによる。

付 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

付 則 この規程は、令和元年6月18日から施行する。

付 則 この規程は、令和4年8月2日から施行する。